

平成 2 8 年度

介護予防・生活支援サービス事業
(訪問型・通所型サービス)
指定事業者募集要項

平成 2 8 年 9 月

碧南市役所高齢介護課

1 介護予防・生活支援サービス事業事業者の募集について

地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援の方等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指し、平成27年に介護保険法の改正が行われました。

本市では、平成29年4月から要支援の方等に対し、その方の有する能力に応じた多様なサービスや柔軟な支援を行うことで生活への自立意欲の向上に繋げていくため、「介護予防・生活支援サービス事業」を開始します。

今回、事業を開始するにあたり、訪問型・通所型サービスを提供できる事業所を募集いたします。

2 公募する訪問型・通所型サービスの内容（詳細は別表参照）

（1）訪問型サービス（第1号訪問事業）

ア．緩和した基準によるサービス

（ア）家事援助型訪問サービス

（2）通所型サービス（第1号通所事業）

ア．緩和した基準によるサービス

（ア）運動器中心型通所サービス

（イ）ミニデイ型通所サービス

※介護予防訪問介護（予防専門型訪問サービス）、介護予防通所介護（予防専門型通所サービス）については、現行相当と同様の内容、基準とするため、平成27年3月31日までに県から指定を受けた事業者はみなし指定が適用されます。なお指定の有効期間は平成30年3月31日までとなります。

3 応募資格要件

以下のすべてを満たしていることが必要です

- （1）市が定める人員、設備および運営に関する基準を満たし、目的にあったサービスの提供ができること。
- （2）応募する法人は、実際に事業の運営主体となる法人であること。なお、法人の種別は問わない。
- （3）介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に定める

欠格事項に該当しないこと。

- (4) 法人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと（指定事業者となる場合は、必要に応じて別に定める契約書、役員名簿の提出および当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること）。

4 応募に際しての留意事項

- (1) 指定基準、サービス内容等を十分確認のうえ応募ください。
- (2) 応募申込後に取り下げの場合は、速やかに連絡してください。
- (3) 事業者指定は、今回の応募者に対して12月頃より順次、指定申請の手続きを開始します。指定申請で基準を満たしていない場合は、事業者指定しない場合がありますのでご承知ください。

5 応募手続き

募集に申込希望する事業者の方は、応募書類に必要事項を記入のうえ、次により提出してください

- (1) 提出期間 平成28年9月12日（月）から平成28年9月30日（金）まで
（受付時間 午前9時から午後5時まで、土日、祝日は除く。）
- (2) 質問受付 募集要項及び事業内容等について質問がある場合は、質問提出期限内に質問書（様式3）を高齢介護課へ提出してください。

提出期限 平成28年9月9日（金）まで

提出方法 窓口又はFAX、電子メールにより提出してください。

- (3) 提出書類 応募申込書（様式1） 1部
応募者概要書（様式2） 1部

- (4) 提出先 碧南市役所 高齢介護課 地域支援係

住所 碧南市松本町28番地

電話 0566-41-3311 内線 376・377

FAX 0566-46-5510

E-mail koureika@city.hekinan.lg.jp